

日薬情発第 113 号
令和 6 年 10 月 15 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会
副会長 原口 亨

セカンド HPKI 電子証明書を用いるリモート署名を希望する薬局、並びに、
マイナポ申請を希望する薬剤師に対する注意喚起について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、薬剤師資格証の発行を希望する薬剤師に対し、HPKI 電子署名を格納した薬剤師資格証(以下、「1. HPKI カード」という。)の発行に加え、HPKI カードが破損した場合等においても業務が継続できるよう、クラウド上に保管する HPKI 電子証明書(以下、「2. セカンド HPKI 電子証明書」という。)、という2つの HPKI 電子証明書を発行してきました。

また、薬局向けには、業務の継続性を考慮し、勤務する薬剤師が、HPKI カードを用いる「①ローカル署名」、セカンド HPKI 電子証明書を用いる「②リモート署名」、の両方を利用できる環境の整備を可能とするためのインフラ整備を進めてきました。

さらに、薬局で「②リモート署名」が利用できることを前提に、希望する薬剤師には、マイナポータルを活用する申請(以下、マイナポ申請という。)を行えば、「2. セカンド HPKI 電子証明書」のみを発行することとし、この11月にも開始する予定としています。

このように、本会では、「2. セカンド HPKI 電子証明書」の利用拡大に向けた取り組みを行っておりますが、薬局で「2. セカンド HPKI 電子証明書」を用いる「②リモート署名」を実施するためには、(一財)医療情報システム開発センター(以下、メディスという。)が整備・運営している「リモート署名サービス」が必要で、**薬局とメディスの間での利用契約が必須**です。

これまで、リモート署名サービスの利用については、無償となっておりましたが、今般、**運営元のメディスより、来年4月から有償**とする旨の連絡がありました。まだ正式な価格決定には至っていないとのことですが、現時点、**1薬局当たり年額1万円(税別)**という金額が、本会に案内されています。

電子処方箋は普及の途上であり、現時点では、薬局での取り扱い枚数もごく少数であることに鑑みれば、薬局がメディスとのリモート署名サービスの利用契約を締結せず、当該薬局では利用契約が不要な「①ローカル署名」のみを用い、「②リモート署名」は利用しないという判断も十分にあると考えています。

一方、薬剤師がマイナポ申請をした場合は、「2. セカンド HPKI 電子証明書」のみの発行となりますので、当該薬局が「②リモート署名」を利用していない場合、その薬剤師は、当該薬局で電子処方箋への電子署名が行えなくなります。

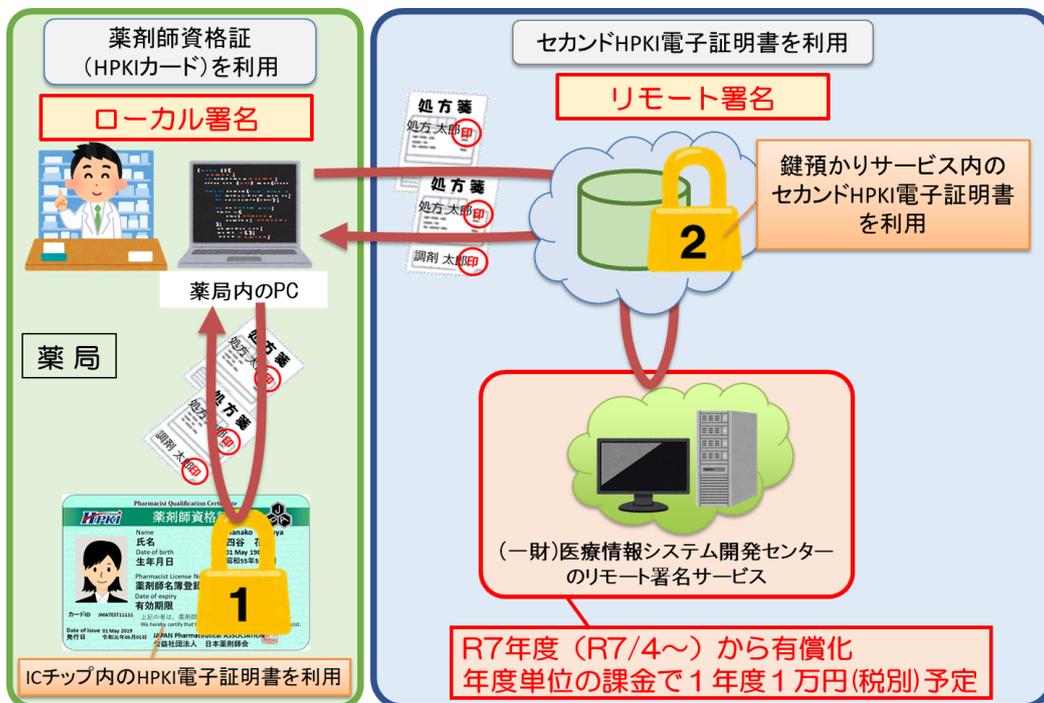
このため、別紙1に「セカンド HPKI 電子証明書を用いるリモート署名を希望する薬局への注意喚起」、別紙2に「マイナポ申請を希望する薬剤師への注意喚起」をまとめました。

薬局と薬剤師の双方に影響する内容となっていますので、会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

セカンド HPKI 電子証明書を用いるリモート署名を希望する薬局への注意喚起

▼利用検討時の留意点

2つのHPKI電子証明書の使用法の違いと有償化の範囲



- 薬局が、上図の「ローカル署名」と「リモート署名」の両方を利用できる環境にあれば、一方が不調の際にも業務を停止しなくて済むことから、より安心です。また、「リモート署名」は、利用時（電子処方箋への押印）に毎回暗証番号を入力しなくてもよい運用となるため、運用負荷の軽減が見込まれます。
- 一方、「リモート署名」には、(一財)医療情報システム開発センター（以下、メディスという。）が整備・運営している「リモート署名サービス」が必要となるため、薬局とメディスの間で利用契約を結ぶ必要があります。
- その費用は、1薬局当たり1年で1万円（税別）となる見込みで、薬剤師資格証の会員向け発行費用の19,800円/約5年に比べ、かなり高額です。
- 本会としては、不測の事態に備えるためのシステム整備に、薬局が多くの費用を負担するという状況は不本意であると言わざるを得ません。
- このため、セカンド HPKI 電子証明書の利用にあたっては、各薬局で費用対効果に関する十分な検討を実施いただけますよう、お願いいたします。

▼メディスと契約しないとした場合の留意点

- 当該薬局では、「リモート署名」が出来ません。
- マイナポ申請した薬剤師は、セカンド HPKI 電子証明書だけしか保持していませんので、当該薬局で電子処方箋への電子署名が行えません。

マイナポ申請を希望する薬剤師への注意喚起

▼現在の申請方法とマイナポ申請で発行される HPKI 電子証明書の違い

- 現在の申請方法では、薬剤師資格証（HPKI カード）とセカンド HPKI 電子証明書の2つが発行されます。
- マイナポ申請では、セカンド HPKI 電子証明書のみが発行となります。

申請方法と発行されるHPKI電子証明書の違い

	薬剤師資格証(HPKIカード) →リモート署名サービス 不要	セカンドHPKI電子証明書 →リモート署名サービス 必須
現在の申請方法 (これからも継続します)	 <p>薬局内システムで完結可能</p>	 <p>薬局と(一財)医療情報システム開発センターの契約が必要</p>
11月に開始予定のマイナポ申請		 <p>薬局と(一財)医療情報システム開発センターの契約が必要</p>

マイナポ申請した薬剤師が電子処方箋を処理する場合、その薬局は(一財)医療情報システム開発センターとのリモート署名サービスの利用契約が必須となります。

▼マイナポ申請の留意点

- 従来の申請に比べ、発行費用が 6,600 円（税込）安くなります。
- マイナポ申請は、セカンド HPKI 電子証明書のみが発行となります。
- 薬局のレセコンがセカンド HPKI 電子証明書に対応している必要があります。
- 薬局がメディスと契約し、リモート署名サービスを利用できる環境にあることが必要となります。
- セカンド HPKI 電子証明書は、マイナンバーカードやスマートフォンに紐づけて利用できます。**スマートフォンとの紐づけは当面の間1度だけとなり、機種変等による再登録は当該システムが完成予定の来年度まで行えません。**
- 転職等により、セカンド HPKI 電子証明書が利用できない薬局に勤務する場合には、薬剤師資格証（HPKI カード）の追加発行^{※1}が必要となります。追加発行費用は、マイナポ申請時の費用と同額であるため、合計額は、現在の申請による同時発行よりも高額になります。

※1 システム開発に時間を要するため、追加発行の開始時期は未定です。